

浪江町農林水産物等情報発信業務プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本要項は、浪江町が実施する農林水産物等情報発信業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浪江町農林水産物等情報発信業務委託

(2) 業務の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

これらの風評を払しょくし、販路拡大・販売量増加を図るためには、県内のみならず県外の人にも、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力を継続的に伝える創意工夫が必要であり、当町が誇る他産業と一体となった取り組みが求められる。また、国内のみならず、将来的なインバウンド効果につなげることを目的として、海外向けに当町のプロモーション活動を実施する必要がある。

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月17日まで

3 委託料の上限額

10,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際の提案資料については、そのまま採用するものではなく、別途町と詳細に

ついて協議したうえで内容を決定し遂行することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6 応募資格

応募者となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 公告日から過去 5 年間に於いて、本業務と同種・類似のものを履行した実績を有すること。

(次ページへ続く→)

7 プロポーザルの日程及び提出期限等

(1) スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	令和8年7月13日(月)から 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	令和8年7月22日(水)17時まで 必着 第1号様式を1部、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。
質問書の提出	令和8年7月22日(水)17時まで 必着 第2号様式により、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。 参加表明書を提出した者のみ質問することができる。 原則として、電話等口頭による質問は受け付けないので留意すること。
質問書への回答	令和8年7月27日(月)までに町ホームページへ掲載する。
申し込み及び企画提案書の提出	令和8年8月12日(水)12時まで 必着 事務局に持参もしくは郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①応募申込書(第3号様式) ②誓約書(第4号様式) ③同種・類似業務の受託実績(任意様式) ④見積書 ⑤企画提案書(企画提案書作成要領による) 【提出部数】 ①～④は1部を提出すること。 ⑤は10部提出すること。
参加資格審査結果の通知	令和8年7月28日(火)までにメールにて通知し、後日郵送する。
一次審査結果の通知	令和8年8月18日(火)までにメールにて通知し、後日郵送する。
二次審査日程通知	令和8年8月18日(火)までにメールにて通知し、後日郵送する。 ※一次審査通過者にのみ通知し、実施するものとする。
二次審査実施	令和8年8月24日(月)頃を予定。
二次審査結果通知	令和8年8月25日(火)頃を予定。
契約締結	令和8年8月下旬を予定。

なお、審査結果に係るメールの通知を受けた場合は、その旨を事務局に報告すること。

(次ページへ続く→)

(2) 事務局(各種書類提出先)

浪江町 農林水産課 農林水産係

住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 0240-34-0246 メール namie16010@town.namie.lg.jp

8 同種・類似業務の受託実績

(1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

代表的な事業は、最大 3 件までとする。

(2) 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。あわせて同種・類似業務における効果・成果が定量的に図れている事業についてはその内容を記載すること。

9 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「浪江町農林水産物等情報発信業務仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

10 見積書の作成

(1) 可能な限り詳細な内訳で、かつ内訳は税抜きで記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。

(2) 件名は、「浪江町農林水産物等情報発信業務委託」とすること。

(3) 宛先は、「浪江町長 吉田 栄光」とすること。

(4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

11 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査(一次審査)を実施し、評価点数の合計が審査員配点合計の6割以上で、提案企画が特に優れていると判断された高い上位者(3者程度)について、プレゼンテーション審査(二次審査)を行い、二次審査の評価点数が最も高い者を受託候補者とする。ただし、事業者の評価点数が同じ場合は、見積額が安価な事業者を上位とし、さらに見積額が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定する。

また、応募者が1者だった場合は、獲得点数の合計が審査員配点合計の6割に満たないと受託候補者とししない。

(2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、11－(5)－アの審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者(3者程度)を選定する。

(3) 二次審査

ア 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料、模型等の配付は原則として認めない。

イ 発表に際しては、町にてプロジェクター及び接続コード(HDMIコード1本)を準備しているため、その他必要機器類を持参すること。

ウ 出席者は1事業者につき3名以内とする。

エ 1事業者の持ち時間は30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする。

オ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 受託候補者の選定

一次審査において選定した上位者(三者程度)のうちから、企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記11－(5)－ア及びイの審査基準及び配点に基づいて審査し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。なお、二次審査においては、一次審査の際に与えた評価点数については審査に加味せず、二次審査における下記11－(5)－アの審査基準に基づく企画提案書の評価点については、一次審査の際に与えた評価点とは別に、プレゼンテーションの内容と併せて総合的に企画提案書の内容を再評価した点数を付与する。

(5) 審査基準及び配点

ア 一次審査・二次審査 共通審査基準(企画提案書審査基準)

審査項目	詳細	配点
業務内容 (配点90点)	<u>(1)浪江町の農林水産品や特産品を使用した首都圏での会食イベント</u> <u>(2)浪江町の農林水産物や特産品を活用した首都圏飲食店でのメニュー提供</u> ○提案された企画内容が、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品を最大限に生	20点

	かした提案となっているか。また、風評払拭に向けた生産者等の取組を紹介する提案となっているか。 ○招聘するインフルエンサーやメディアが事業目的を達成するうえで適切に選定されており、あわせて伝える・伝わる発信とするための工夫がなされているか。 ○飲食店等でのメニュー提供が一般消費者に請戸もの等の魅力や安全性を広く伝えることができる店舗・期間設定となっており、あわせて伝える・伝わるための工夫がなされているか。	
	<u>(3) 首都圏高級レストラン等のシェフを対象とした講習会</u> <u>(4) 首都圏のシェフ、食品バイヤー等と生産者との交流会</u> ○提案された企画内容が、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品を最大限に生かした提案となっているか。また、風評払拭に向けた生産者等の取組を紹介する提案となっているか。 ○対象とするシェフや食品バイヤーが事業目的を達成するうえで適切に選定されており、事業終了後に継続的な取引や、自発的な発信等につながるような工夫がなされているか。	20点
	<u>(5) 各種メディアと連携した情報発信</u> ○提案された企画内容が、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品の特性を活かした情報発信となっているか。また、生産者の思いやこだわりを伝える内容となっているか。 ○対象とするメディアが事業目的を達成するうえで適切に選定されており、効果的な発信方法、連携方策が示されているか。	15 点
	事業目的を達成するために、提案者の強みを活かした独自の取組み提案がなされているか。	20点
	実施方法が具体的であり、実現性が高く、一過性で終わらない継続性が見込める内容であるか。	15 点
業務遂行能力 (配点 20 点)	企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。	10 点
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	10 点
合計		110 点

※各審査委員の点数の平均値とする。

イ 二次審査 審査基準(プレゼンテーション審査基準)

審査項目	詳細	配点
	説明内容が企画提案書の内容をよく補完していたか。	10 点

説明の明確さ (配点 20 点)	説明はわかりやすい表現となっていたか。	10 点
取組姿勢と対応力 (配点 20 点)	事業を通じた課題解決主体としての当事者性が感じられたか。	10 点
	質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。	10 点
合計		40 点

(6) 審査結果

- ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。
- イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。
なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。
- ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

13 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

14 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。

- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、企画立案、現地調査に要する経費及び消耗品等、納入までの一切の経費を含む。
- (4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権(以下、「著作権等」という。)は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、町に帰属することとする。
- (5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。
- (7) 参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和8年8月5日(水)17時まで受付窓口へ持参、郵送又はメールにて提出すること。併せて電話で浪江町農林水産課農林水産係に連絡を入れること。